

「柔軟性のある規定」の導入の 必要性について

2016年10月7日

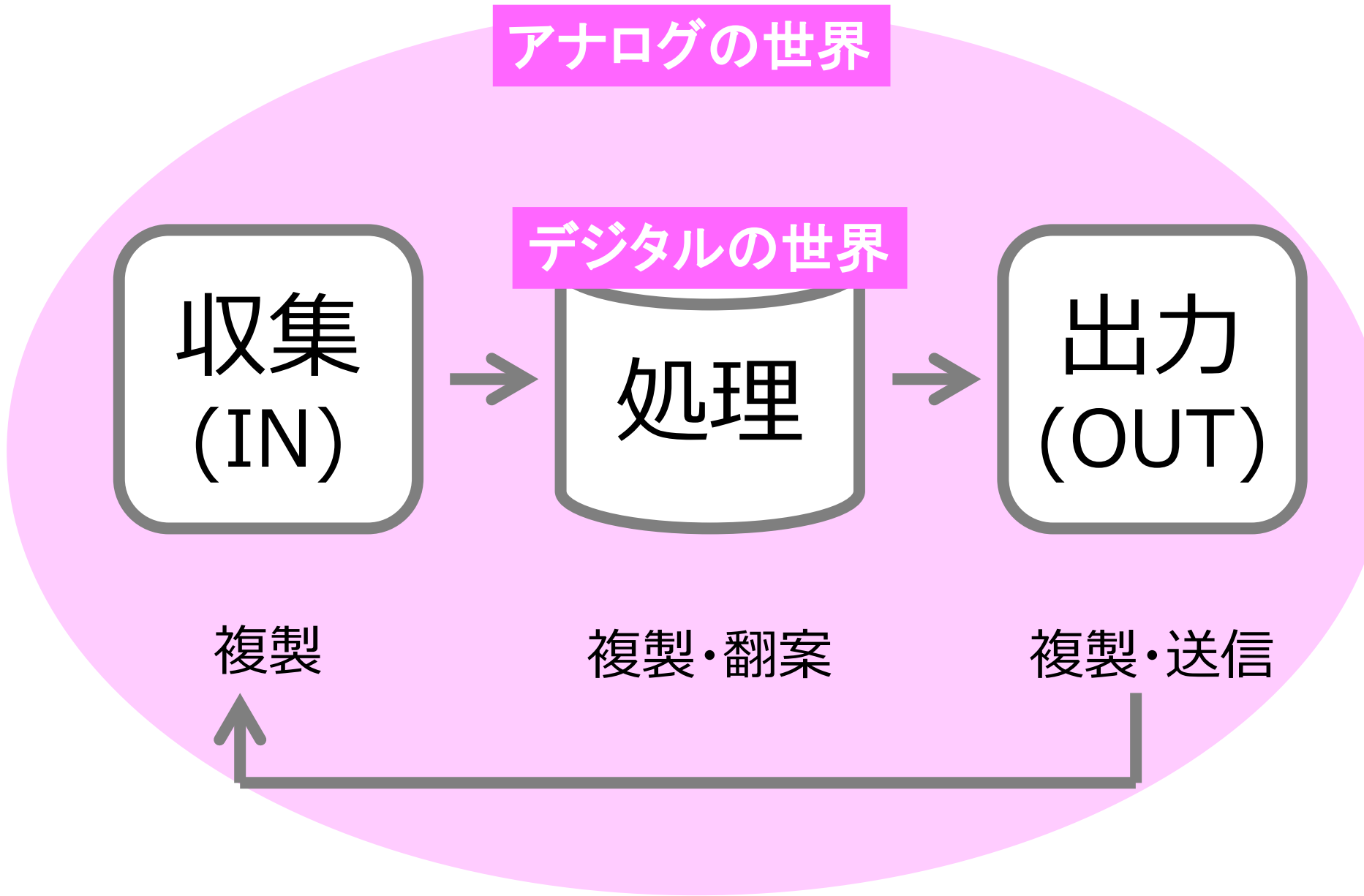
一般社団法人 電子情報技術産業協会

法務・知的財産権委員会

著作権専門委員会

委員長 榊原 美紀

何が問題なのか



現行法の課題（後追い／ホワイトリスト方式） 4

公衆からの求めに応じ、送信可能化された情報に係る送信元識別符号（自動公衆送信の送信元を識別するための文字、番号、記号その他の符号をいう。以下この条において同じ。）を検索し、及びその結果を提供することを業として行う者を含み、送信可能化された情報の収集、整理及び提供を政令で定める基準に基づき、当該検索及びその結果の提供を行うために必要と認められる限度において、送信可能化された著作物（当該著作物に係る自動公衆送信について受信者を識別するための情報の入力を求めることその他の受信を制限するための手段が講じられている場合にあつては、当該自動公衆送信の受信について当該手段を講じた者の承諾を得たものに限る。）について、記録媒体への記録又は翻案（これにより創作した二次的著作物の記録を含む。）を行い、及び公衆からの求めに応じ、当該求めに関する送信可能化された情報に係る送信元識別符号の提供と併せて、当該記録媒体に記録された当該著作物の複製物（当該著作物に係る当該二次的著作物の複製物を含む。以下この条において「検索結果提供用記録」という。）のうち当該送信元識別符号に係るものを用いて自動公衆送信（送信可能化を含む。）を行うことができる。ただし、当該検索結果提供用記録に係る著作物に係る送信可能化が著作権を侵害するものであること（国外で行われた送信可能化にあつては、国内で行われたとしたならば著作権の侵害となるべきものであること）を知ったときは、その後は、当該検索結果提供用記録を用いた自動公衆送信（送信可能化を含む。）を行ってはならない。

端緒を限定

主体を限定

対象を限定

事後規制

行為の範囲広い

47条の6（検索エンジン）

30条（私的使用のための複製）

35条（学校その他の教育機関による複製）

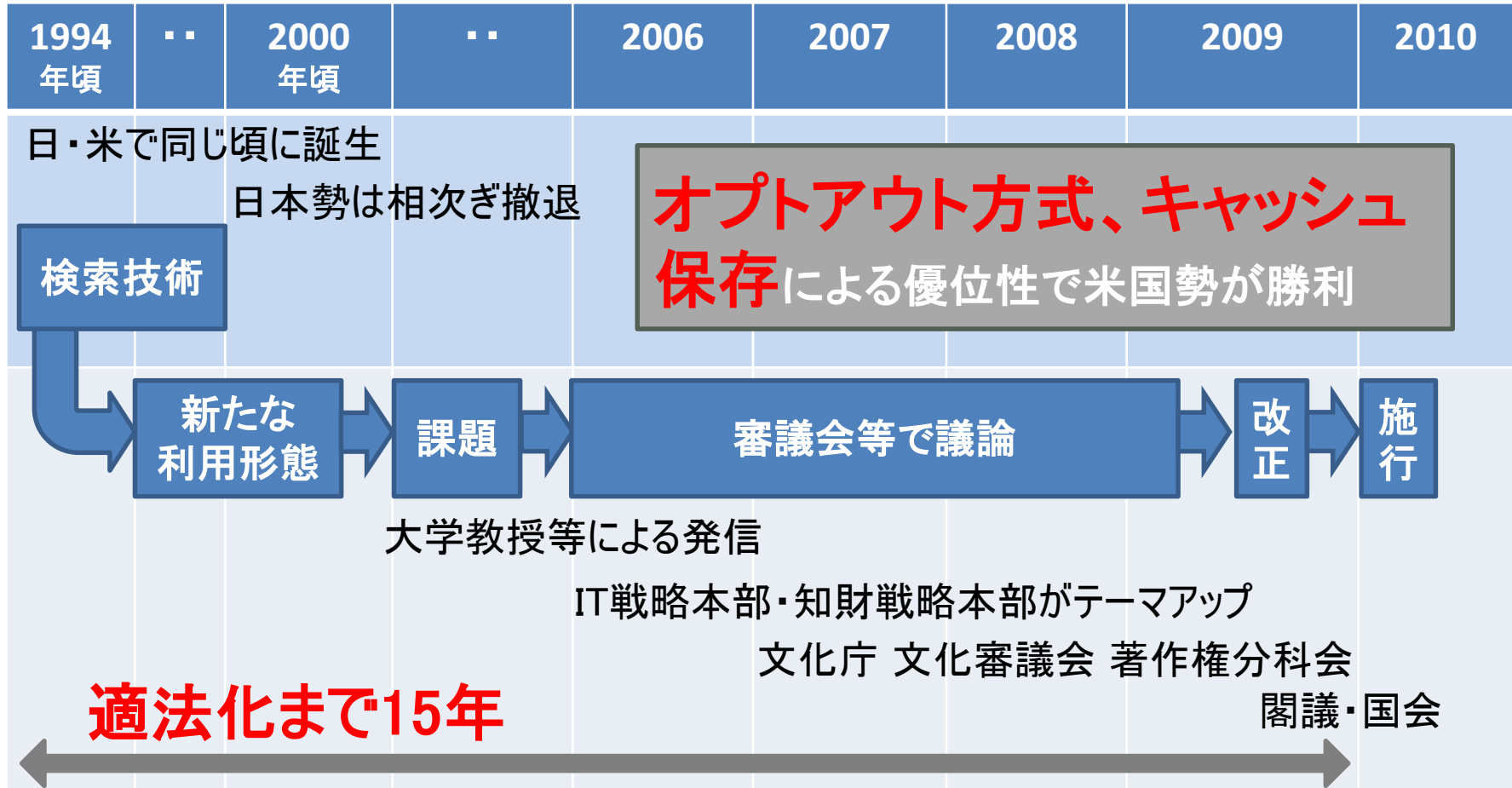
37条（視覚障害者等のための複製）

37条の2（聴覚障害者等のための複製）

47条の7（情報解析）

47条の9（ネットを通じた情報提供の準備）

法改正に要する期間《例. 検索エンジン》



47条の6(検索エンジン)

様々な限定

公衆からの求めに応じ、送信可能化された情報に係る送信元識別符
号を検索し、及びその結果を提供することを業として行う者は・・・(略)・・・
自動公衆送信(送信可能化を含む。)を行うことができる。

Push型の
サービスは
適法?
違法?

〇氏論文不正問題で更に伸びる米国企業

日本企業 A社

**著作権法上、
想定範囲外**

**限定的な
盗作検証用DB**



限定的な市場シェア

価格 ; 9,500~64,000円

米国企業 T社

**公正な利用との
司法判断**

**盗作検証用DB
の圧倒的充実**



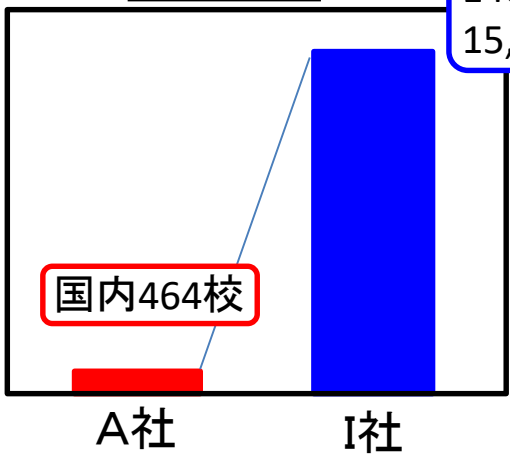
市場を支配

価格 : 80~300万円/年

- 外部検索エンジンを照合の都度利用
- 第三者DBは将来対応予定

- 学生提出の過去レポート(3億件)
 - 独自Webアーカイブ(560億ページ) →過去記事も対象
 - 集まるパートナー企業(1.4億件の雑誌記事・論文, 一部フェアユースにも依存)
- フェアユース**

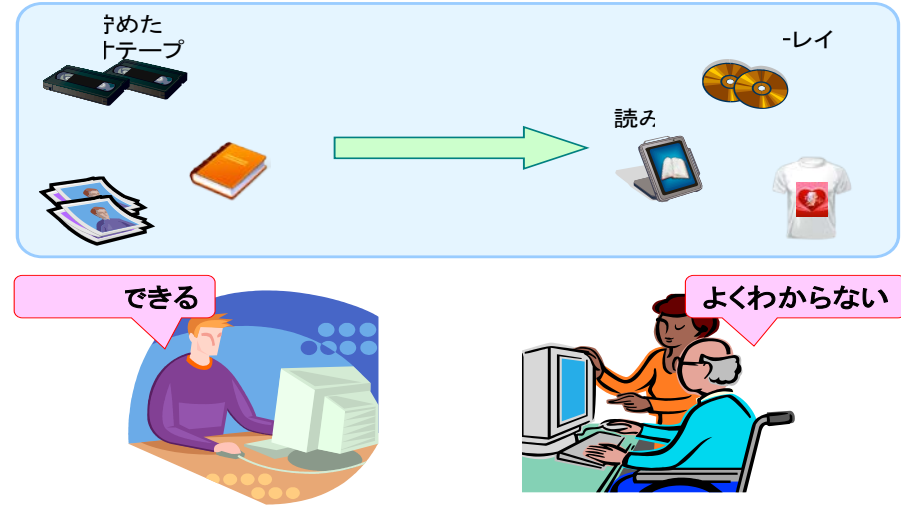
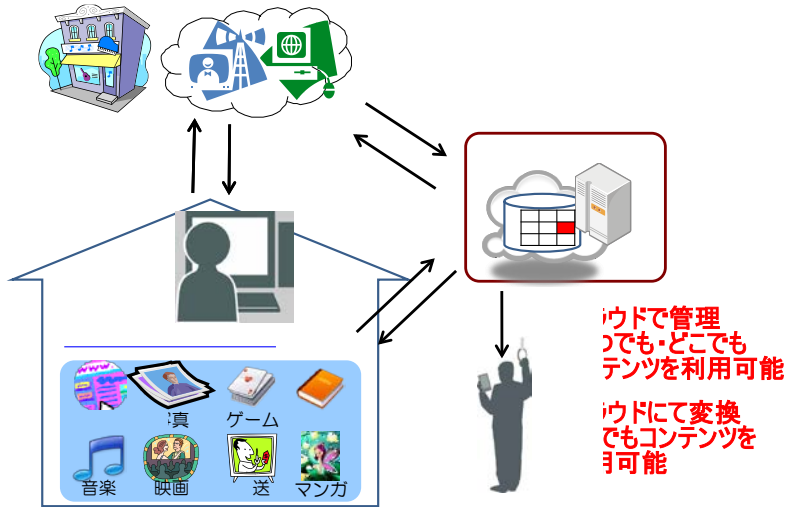
導入実績



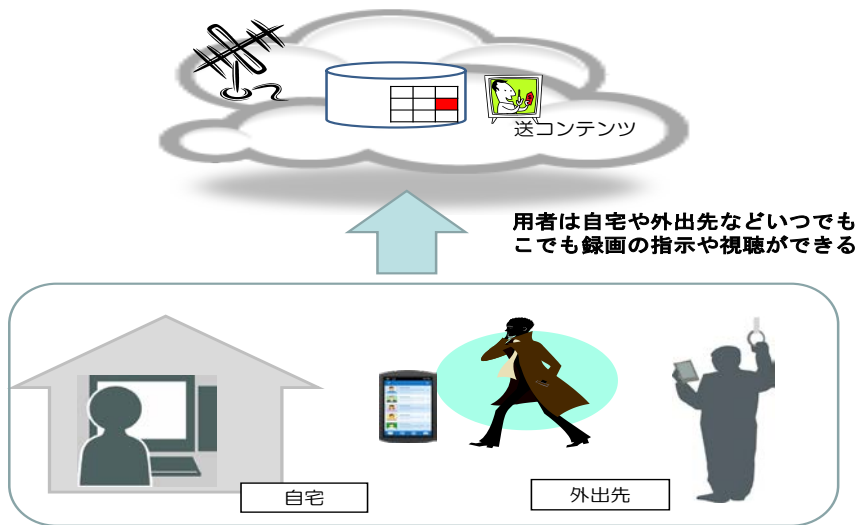
東京大、大阪大、早稲田大、名古屋大、東北大、九州大、広島大、金沢大、熊本大、静岡大、千葉大...

新しいサービスの例

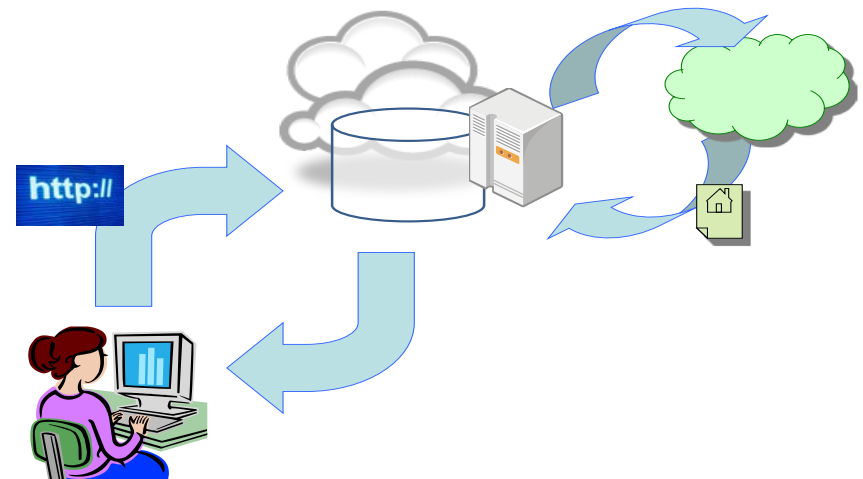
(1) クラウドサービス



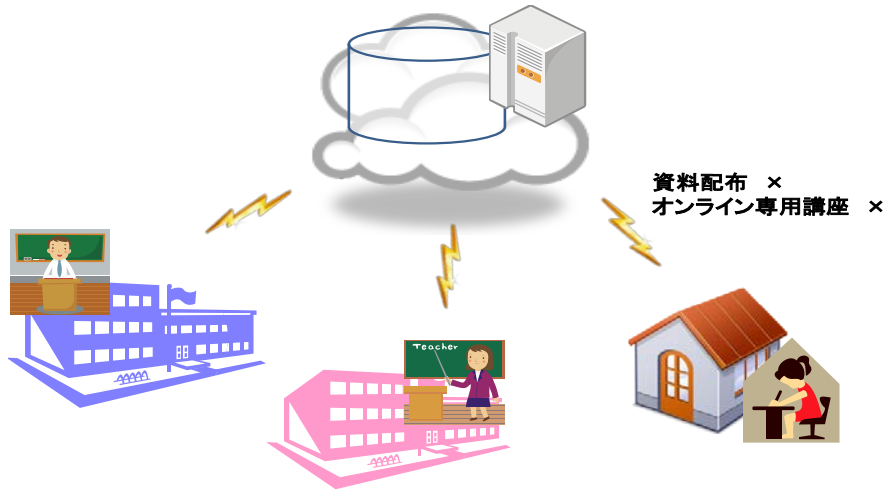
(3) 個人向け録画視聴サービス



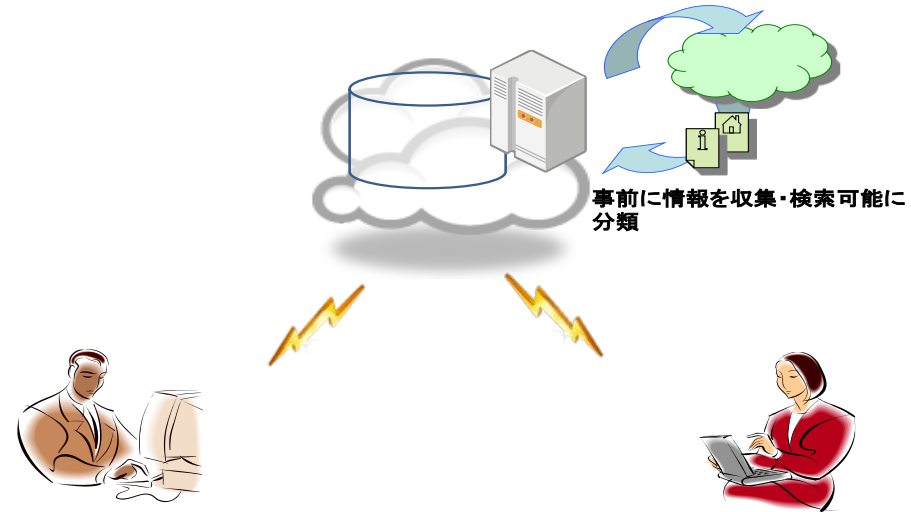
(4) スナップショット・アーカイブ



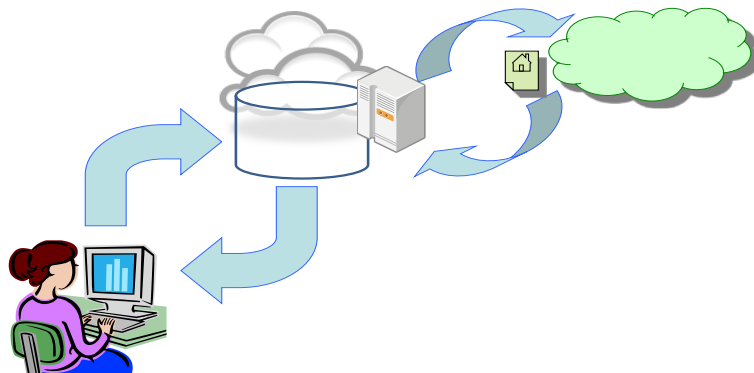
(5) eラーニング



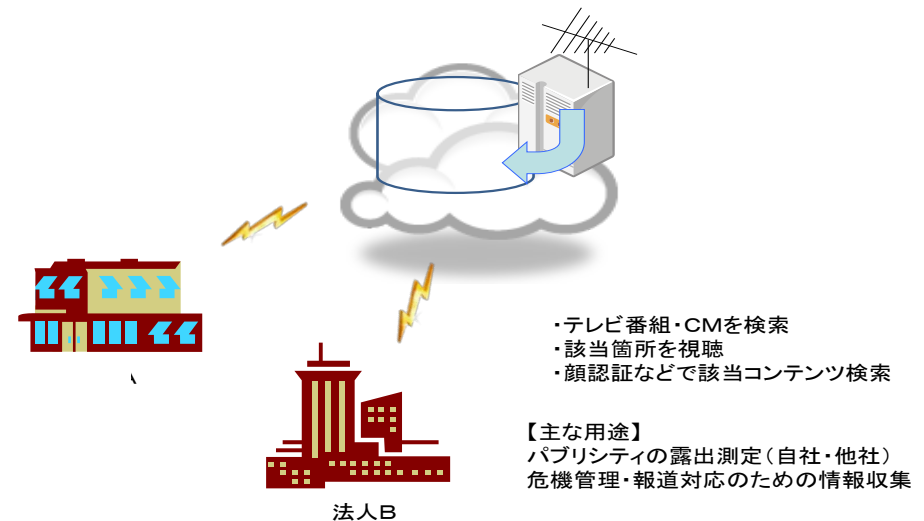
(6) 論文作成・検証支援サービス



(7) 評判分析サービス



(8) 法人向けTV番組検索サービス



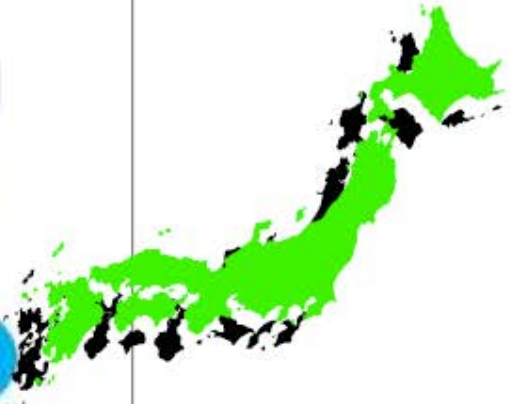
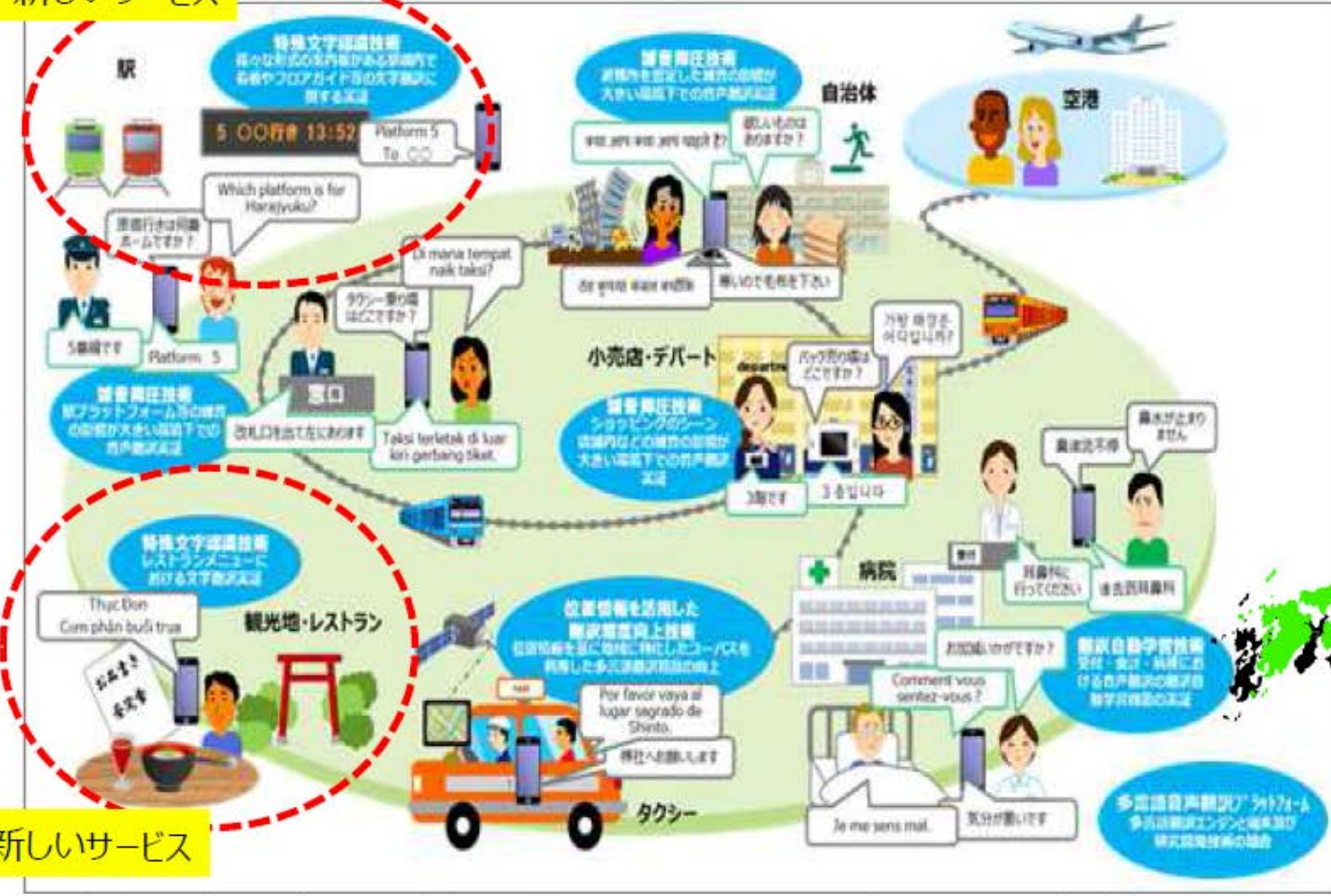
2020年に向けて（訪日外国人のおもてなし） 10

訪日外国人の安心・安全

旅行者数の増加・レポート

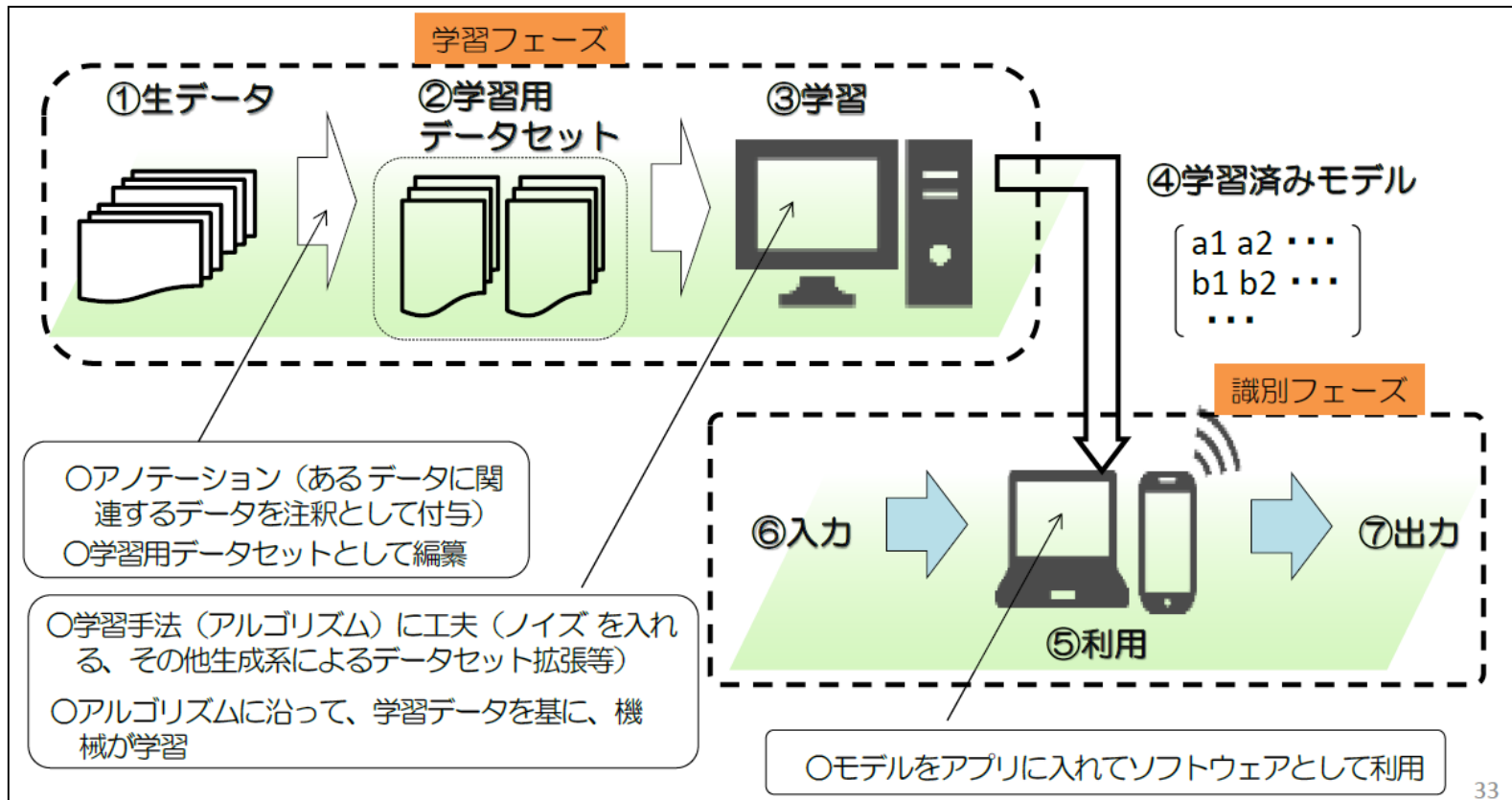
地域経済への波及

新しいサービス



新しいサービス

産業構造審議会情報経済小委員会 分散戦略WG資料より
「人工知能（AI）（ディープラーニング）概要」



各処理でデータの「複製・翻案・送信」が発生 ⇒ 全て許諾が必要？

注) 「②学習用データセット」や「③学習」に用いられるアルゴリズムやプログラム、「④学習済みモデル」の法的保護は別途要検討

「柔軟な権利制限規定」の 検討状況

年月日	課題提起先
2013年3月22日	知的財産戦略本部へ「知的財産推進計画2013」策定に向けた意見
2013年8月7日	文化審議会 著作権分科会 法制・基本問題小委員会 ヒアリング
2013年9月30日	規制改革会議 創業・IT等WG ヒアリング
2013年12月16日	文化審議会著作権分科会 著作物等の適切な保護と利用・流通に関するWTでプレゼン①
2014年2月17日	文化審議会著作権分科会 著作物等の適切な保護と利用・流通に関するWTでプレゼン②
2014年3月14日	自由民主党 知的財産戦略調査会 コンテンツに関する小委員会 ヒアリング
2014年5月16日	知的財産戦略本部へ「知的財産推進計画2014」策定に向けた意見
2014年10月24日	規制改革会議 投資促進等WG ヒアリング
2014年10月31日	文化審議会著作権分科会 著作物等の適切な保護と利用・流通に関する小委員会でプレゼン
2015年5月20日	知的財産戦略本部へ「知的財産推進計画2015」策定に向けた意見
2015年7月27日	文化庁「著作物等の利用円滑化のためのニーズの募集」に意見
2015年12月15日	自由民主党 知的財産戦略調査会 コンテンツに関する小委員会 ヒアリング
2016年1月29日	知的財産戦略本部へ「知的財産推進計画2016」策定に向けた意見

■ 知的財産推進計画2016（2016年5月9日）

<<デジタル・ネットワーク時代の著作権システムの構築>>

（イノベーション促進に向けた権利制限規定等の検討）

・デジタル・ネットワーク時代の著作物の利用への対応の必要性に鑑み、新たなイノベーションへの柔軟な対応と日本発の魅力的なコンテンツの継続的創出に資する観点から、柔軟性のある権利制限規定について、次期通常国会への法案提出の効果を効果と影響を含め具体的に検討し、必要な措置を講ずる。また、権利制限規定に関連して、予見可能性の向上等の観点から、対象とする行為等に関するガイドラインの策定等を含め、法の適切な運用を図るための方策について検討を行う。（短期・中期）（文部科学省）

検討する

■ 法制・基本問題小委員会における当面の検討課題及び検討の進め方について(2016年6月6日)

今後は、これらのニーズについて、権利者側からの意見聴取等も経てそれぞれのニーズの明確性や正当化根拠を精査するとともに、必要に応じて他のニーズについても検討を行い、「権利制限ニーズの束」の輪郭や性質をより明らかにすることが求められる。次に、これらの検討結果を踏まえ、今後の広がりや発展性にも留意しつつ、[手順6]に示したように、権利制限による対応の是非や在り方を検討することが必要である。柔軟性の内容や程度を含め、我が国にとって最も望ましい制度設計を追求するところ、規定の柔軟性の内容や程度の在り方の検討に当たっては、社会にもたらす効果と影響を考慮して行うことが求められる⁴（「知的財産推進計画2016」（下記参考参照））。

検討する

ヒアリング対象の全13団体が反対ないし消極

団体名	主張内容
JASRAC	「利用許諾を得て 対価を支払うべき 」
日本レコード協会	「著作物等の保護と利用の 適切なバランスを著しく失する 」
芸団協	「対象となる利用が 明確な個別の制限規定を置くことが有用 」
映連・JVA・AJA	「製作者の 管理が及ばない部分使用は、基本的に認められない 」
民放連	「現時点では、 権利制限の必要性は認められない 」
日本放送協会	「たとえそれが「軽微な利用」であっても、 慎重に検討すべき 」
日本新聞協会	「具体的事実に基づき、 個別に検討を 」 「個別権利制限、契約システム充実を優先すべき」
文藝家協会	「文部科学省の担当官でこれですから、 柔軟な権利制限どころか 」
日本書籍出版協会	「 健全なビジネスとはかけ離れた状況 が続出するだけ」
日本写真著作権協会	「創作サイクルを根底から崩すことになり、 容認できるものではない 」 (「さらに柔軟な規定」について)
学術著作権協会	「権利者の利益を不当に害されるおそれがありまして、 容認し難い 」

- 自由民主党 政務調査会
「地方創生とイノベーション創出のための知的財産戦略 提言
～第4次産業革命とグローバル化の中で～」(2016年4月21日)

(新たな著作権システムの構築)

- ・デジタル・ネットワーク化の進展などの環境変化に対応した著作物の利活用を促進する観点から、権利の適切な保護とのバランスを考慮しつつ、柔軟な権利制限規定を導入する。柔軟な権利制限規定としては、例えば、報道、研究、教育、福祉、イノベーションの創出など、目的を限定的に列挙すること等により明確性を確保するとともに、著作権者の利益を不当に害さないよう対応する。

導入する

2度の権利者団体ヒアリングを経た上で結論：「導入する」

会議開催	検討内容
2015年5月27日	知的財産戦略調査会 10の提言を公表「検討を行う」
2015年5月29日 ～7月3日	ヒアリング（1巡目） ①石新智規弁護士 ②日本新聞協会・JASRAC ③芸団協・日本写真著作権協会 ④日本漫画家協会、モバイル・コンテンツ・フォーラム ⑤JIPA、岩倉正和弁護士 ⑥主婦連合会、菊池尚人特任准教授
2015年9月2日	中間とりまとめ
2015年9月15日	文化庁状況確認
2015年12月15日～ 2016年2月26日	ヒアリング（2巡目） ①JASRAC・芸団協・日本新聞協会・日本漫画家協会・映連・レコード協会、JEITA ②主婦連合会、日本弁理士会 ③JIPA・経団連、モバイル・コンテンツ・フォーラム ④日弁連、日本雑誌協会・日本書籍協会
2016年3月8日	議員討議①
2016年3月15日	議員討議②
2016年4月15日	とりまとめ
2016年4月20日	調査会提言案について
2016年4月21日	提言公表「柔軟な権利制限規定を 導入する 」

クリエイターは賛成

主婦連合会

インターネットユーザー協会

障害者放送協議会

電子情報技術産業協会 (JEITA)

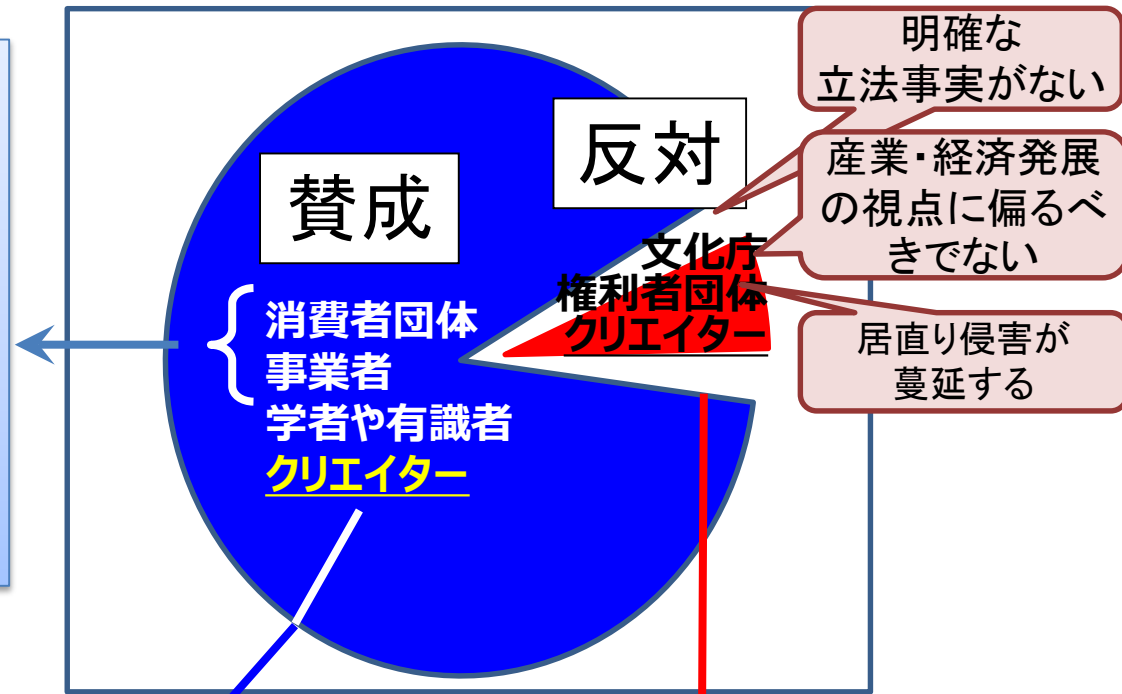
日本知的財産協会 (JIPA)

アジアインターネット日本連盟(AICJ)

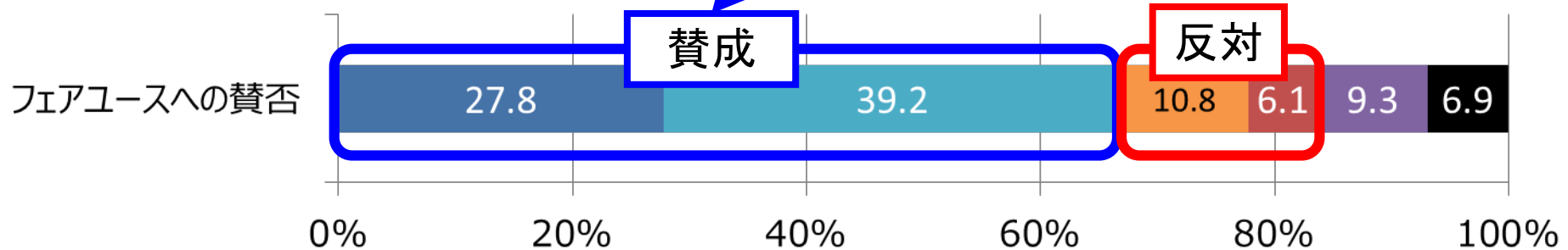
日本弁護士連合会

中山先生等の学者等

(過去の文化審議会提出資料等より)



『クリエイターはフェアユースをどう思っているか』アンケート
 中山信弘(東京大学名誉教授)、田中辰雄(慶応大学経済学部教授)



■ 賛成 ■ どちらかと言えば賛成 ■ どちらかと言えば反対 ■ 反対 ■ 賛成とも反対ともいえない ■ わからない

※ クリエイティブ・コモンズ・ジャパン実施(2009.9)のアンケートでも、クリエイターの61%が賛成

日本を「世界で最もイノベーションに適した国」としていく

～第百九十回国会における安倍内閣総理大臣
施政方針演説

柔軟な規定の海外での導入状況

★企業・貿易・雇用省科学技術・知的財産局知的財産ユニット

●— 柔軟な規定を導入
●... 導入を検討

国名色表示: 大陸法系 英米法 (コモン・ロー) 系 混合

アイルランド



●...

中国



韓国 (2011)



マレーシア (2012)



★国内取引消費者行政知的財産公社

台湾 (1992)



★經濟部智慧財産局



カナダ (最高裁判例)



米国



イスラエル (2007)

★司法省



フィリピン (1997)

★大統領府知的財産局



スリランカ (2003)

★知的財産庁



シンガポール (2004)

★法務省知的財産局

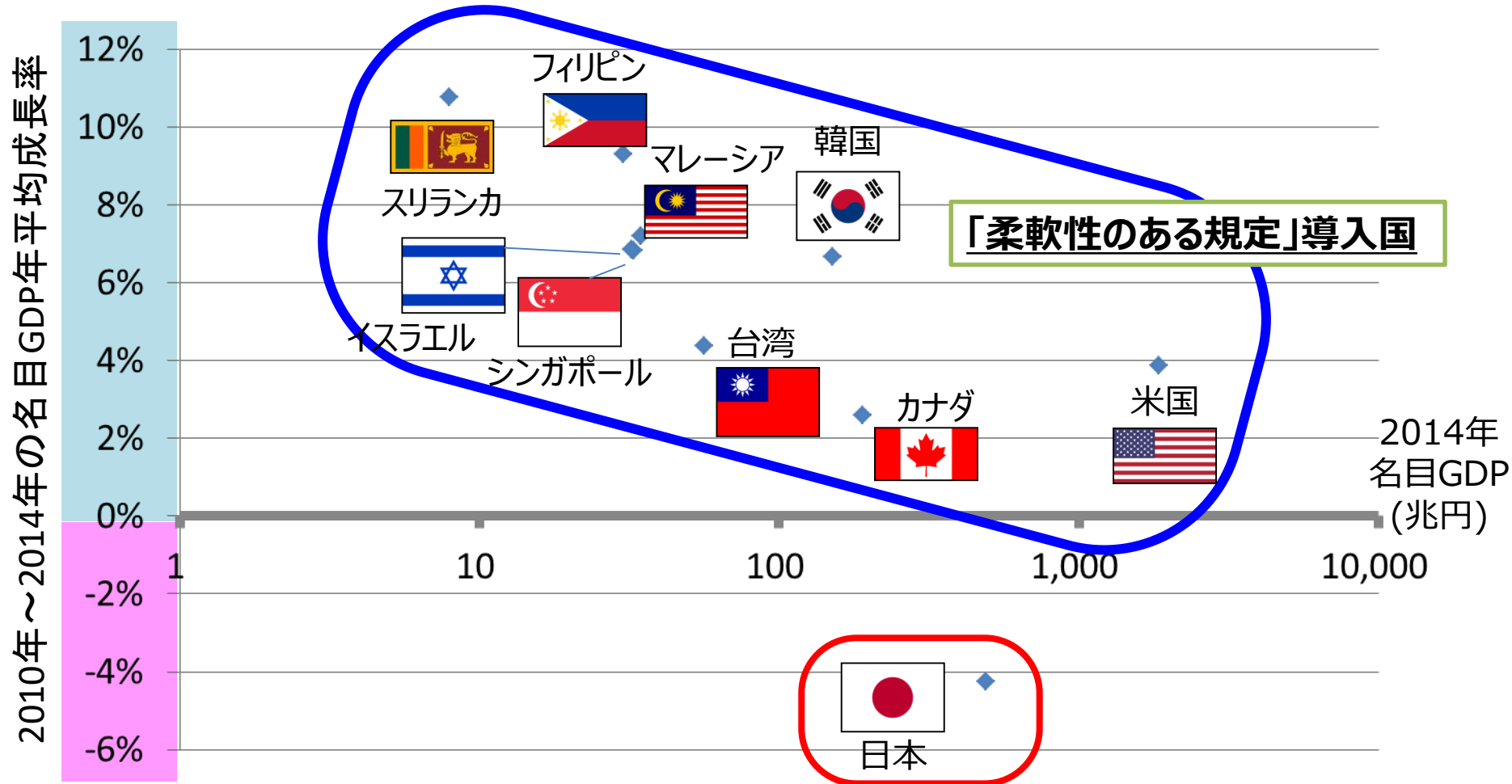


オーストラリア

コンテンツ産業への経済効果

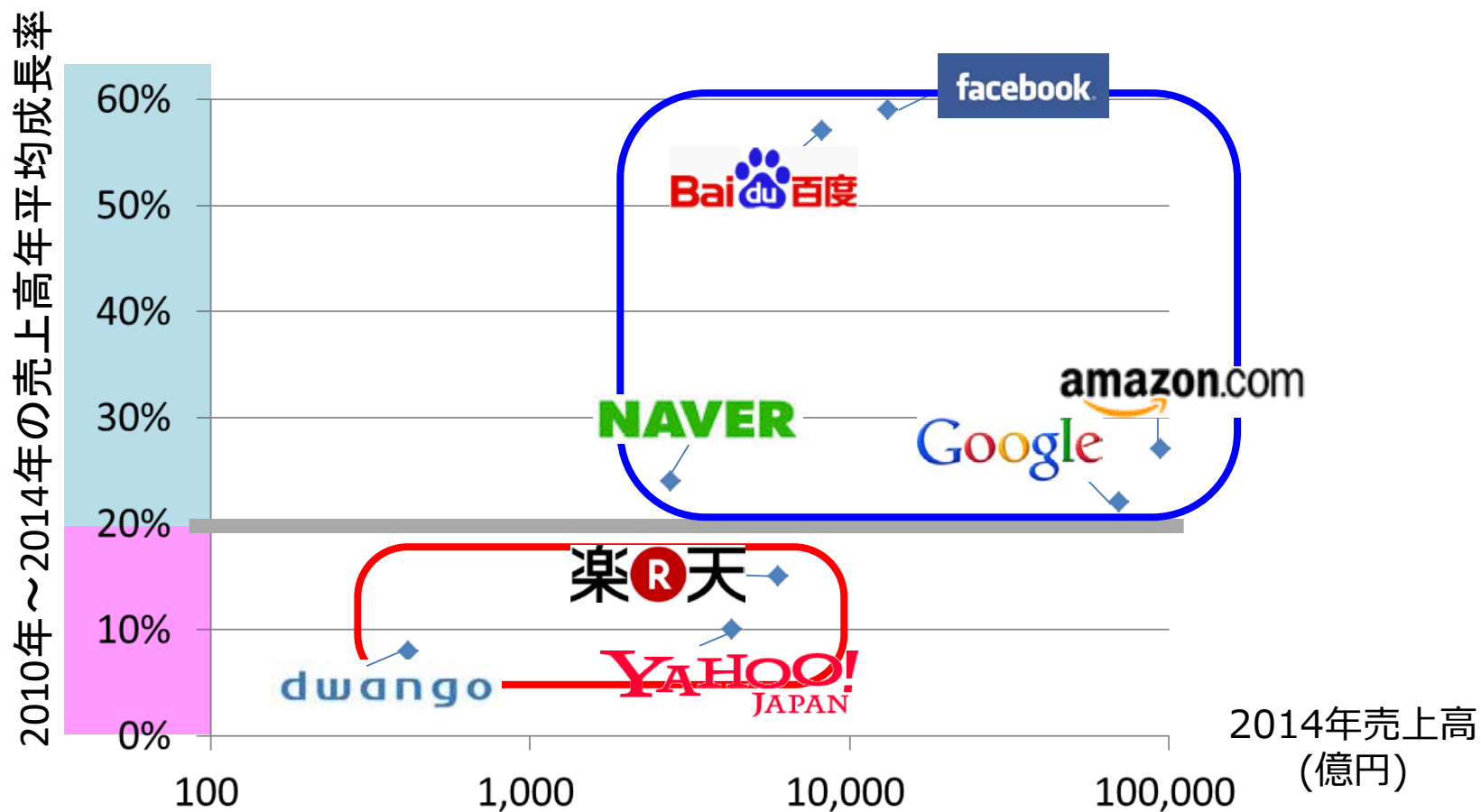
台湾では、フェアユースの導入によってコンテンツ産業の伸び率は上昇している。台湾の他のパーソナルサービスと比較しても上昇しているし、韓国のコンテンツ産業と比較しても上昇している。産業の伸び率が高まれば権利者の利益になるはずであるから、フェアユースの導入は権利者の利益を増やすだろう。

★: 産業財産権法と著作権法を同一の官庁が所管している国とその部署名



【備考】

2014年の名目GDPと2010年から2014年の年平均成長率をプロット。\$1=¥106で換算(2014年の平均為替)
『広範で「柔軟」な権利制限規定を採用している国ほど、高いGDP成長率を示した』との経済分析報告書もある。
(Benjamin Gibert (Lisbon Councilワエロー、オックスフォード大学卒), "The 2015 Intellectual Property and Economic Growth Index")



【備考】

2014年の売上高と2010年から2014年の年平均成長率をプロット(NAVERは2013年8月にオンラインゲーム事業を独立させたため、オンラインゲーム事業を除外した売上高の成長率)。

外国企業の売上高は\$1=¥106、RMB=¥17、KRW=¥0.10で換算(2014年の平均為替)

AIは社会にイノベーションをもたらす

○AIの進展は機械学習で終わりではなく、今後もどのような技術が出てくるかは予測不能、かつ、技術進歩がとて最も早い分野

⇒ **柔軟に対応できる法制度が必要**

AIを含む各分野の
イノベーションを促進し、
日本の成長を妨げないためにも
**「柔軟な権利制限規定」の導入が
必要不可欠。**

ご清聴ありがとうございました。